

第三次島原市子ども読書活動推進計画

(ダイジェスト版)

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである・・・」と述べられています。

島原市では、法律及び国や県の推進計画に基づき、市全体として子どもの読書活動を推進するため、このたび「第三次島原市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本計画では、第二次計画の成果の検証と課題の整理を行うとともに、「本市における読書活動に関わる個人や団体、機関の協力により、市民が一体となって子どもの読書活動を推進する。」ことを基本方針としております。



なお、この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

【具体的方策】

(1) 推進体制の整備

子どもの読書活動に関わる者の資質向上と連携を図るため、これまで単独で活動してきた図書ボランティアサークルが、知識や技術、情報を共有する機会をつくり、学校と図書館、図書ボランティアサークルをつなぐ取組みを強化します。あわせて、市民の声を広く聴きながら子どもの読書活動を推進します。

①本計画の周知

②子どもの読書活動を推進する各団体のネットワークの構築

③読書推進に携わる関係者の資質向上

④市の行政機関の連携強化

(2) 家庭や地域における読書活動の推進

読書の意義や家庭における習慣づけの重要性について、あらゆる機会を通して保護者に理解していただくよう努めます。また、親子の読書体験が家庭内のコミュニケーションを深める有効な手段の一つであることを理解してもらうためにも、家族が一緒に本を楽しむ「家族10分間読書運動」をPTAなどとも連携を図りながら推進します。

①読み聞かせの推進

②PTAと各施設の連携による家庭読書の啓発

③広報誌・ホームページなどによる家庭読書の啓発

(3) 図書館における読書活動の推進

本市には、二つの図書館が設置されており、子どもの読書活動推進の中核的な役割を担っています。
読書活動を全市的に広げるため、読書環境の整備を図るとともに、学校司書や学校図書ボランティアなどのネットワークの強化を図ります。

- ①児童書の充実
- ②情報の提供
- ③幼稚園、保育園（所）、認定こども園などの利用促進
- ④各種イベントの開催と読書環境の整備
- ⑤「ミライ o n 図書館」との連携

(4) 学校における読書活動の推進

学校は、児童生徒の読書活動を推進し、読書の習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。そのため、児童生徒の興味・関心に応え、多様な教育活動を展開できるようにするための蔵書の充実、学校図書館の環境の整備、読み聞かせなどを通して読書意欲を向上させるために取り組んでいる学校図書ボランティアとの連携に取り組みます。

- ①学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
- ②図書活動の充実
- ③学級担任、司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアの連携
- ④各種行事の開催
- ⑤郷土資料の充実

(5) 幼稚園、保育園（所）、認定こども園などにおける読書活動の推進

今後も、絵本の読み聞かせなどが充実するように、幼稚園、保育園（所）、認定こども園などに働きかけるとともに、図書館や図書ボランティアと連携し、読書活動を活発にするよう促します。

- ①読書環境の整備充実と保護者の連携
- ②昔話の読み聞かせの推進

(6) 「子ども読書の日」の推進

4月23日は「子ども読書の日」と法律で定められています。
子どもの読書活動の推進のためには、広く市民の理解と関心を深めることが必要であり、今後も引き続き「子ども読書の日」を中心として読書活動の啓発に努めます。